

「時効で支給難しい」 単身手当の陳情に県教委

県議会文教厚生委員会
(新垣新委員長)は7日、
臨時的任用職員への単身赴
任手当の支給を求める陳情
を審査した。半嶺満教育長
は、労働基準法で定められ
た2年(当時)の時効が成
立しており「支給は難しい」
と回答した。

陳情によると、2019
年度当時、離島の県立学校
で任用された教員が申請書
類を提出したが、事務職員
から「臨時的任用職員は支
給対象外」と誤った説明を
されて受理されなかった。
教員は24年度に本来支給対
象だったと知り県高教組に
相談。同組合が陳情を提出
していた。不支給額は1年
分の55万2千円。

県教委は当時の状況を確
認できないとし「ミスがあ
ったかどうかは不明」と答

弁した。

14、15、17年度に退職し
た県立学校の実習助手4人
に過少支給された退職手当
の支払いを求める県高教組
の別の陳情も審査した。
県教委の算定ミスが原因
で、それぞれ100万〜1

30万円少なく支給してい
た。すでに5年の時効が成
立している。

県教委は、道義的責任を
考慮し国家賠償法に基づく
損害賠償金の支払いも検討
したが、弁護士から国賠法
の要件に該当するか疑問が
あると指摘を受けたと説
明。半嶺教育長は「自ら支
払うことは適当ではないと
判断した」と述べた。

(社会部・屋宜菜々子)